



平成 27 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 白 銅 株 式 会 社
代 表 者 の 取 締 役 社 長 角 田 浩 司
役 職 氏 名 (コード番号：7637 東証第一部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 谷 口 彰 洋
責 任 者
電 話 番 号 0 3 (6 2 1 2) 2 8 1 1

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 30 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の充実も勘案したうえで、業績に裏付けられた成果の配分を実施することを基本方針としております。また、当社は、定款では、余剰金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定する旨を定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

このような状況の下、平成 26 年 12 月上旬頃、当社の主要株主であり筆頭株主である廣成株式会社（以下「廣成」といいます。本日現在の保有株式数 1,497,019 株、発行済株式総数 12,840,000 株に対する割合：11.66%（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、保有割合の計算において同じとします。))より、資産売却の一環としてその保有する当社普通株式の全部である 1,497,019 株（保有割合：11.66%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。廣成は、当社の社外取締役である山田光重氏が代表取締役社長を兼務し、山田光重氏及び当社の取締役である山田哲也氏並びにその親族がその議決権の全てを保有する資産管理会社です。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、廣成が保有する株式を当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるかと判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成26年11月14日に提出した第66期第2四半期報告書に記載された平成26年9月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約5,551百万円であり、当該買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も継続できるものと考えております。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる本公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年12月下旬に、廣成に対して、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」をご参照ください。）。その結果、平成27年1月下旬に廣成より当該条件にてその保有する当社普通株式の全部である1,497,019株（保有割合：11.66%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年1月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年1月29日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,127円（円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して8.34%のディスカウントを行った価格である1,033円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数につ

いては、廣成以外の株主の皆様に対しても公平な応募の機会を提供するという観点から、1,700,000株（発行済み株式総数に対する割合：13.24%）を上限といたしました。

なお、当社取締役である山田哲也氏は、廣成の代表取締役会長である山田晋司氏の親族であるため、また、当社社外取締役である山田光重氏は、廣成の代表取締役社長を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において廣成との協議・交渉にも参加しておりません。

また、廣成は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主の異動が生じる予定です。

本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成27年1月30日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,700,100株（上限）	1,756,203,300円（上限）

(注1) 発行済株式総数 12,840,000株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 13.24%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間 平成27年2月2日（月曜日）から平成27年3月25日（水曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年1月30日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成27年2月2日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成27年2月2日（月曜日）
④ 買付け等の期間	平成27年2月2日（月曜日）から 平成27年3月2日（月曜日）まで（20営業日）

- (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,033円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上

場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 1 月 30 日の前営業日（平成 27 年 1 月 29 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の 1,127 円、同年 1 月 29 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,127 円、同年 1 月 29 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,080 円を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成 26 年 12 月下旬に、廣成に対して、当社が本公開買付け実施の意向を有していることを伝え、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。当社は、平成 27 年 1 月下旬に、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日である平成 27 年 1 月 30 日の前営業日（平成 27 年 1 月 29 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 7%から 10%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格として廣成に提示し、協議いたしました。その結果、平成 27 年 1 月下旬に廣成より当該条件にてその保有する株式の全部である 1,497,019 株（保有割合：11.66%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 27 年 1 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 1 月 29 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 1,127 円に対して 8.34%のディスカウントを行った価格である 1,033 円（円未満四捨五入）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,033 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 27 年 1 月 30 日の前営業日（平成 27 年 1 月 29 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の 1,127 円から 8.34%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年 1 月 29 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,127 円から 8.34%、同年 1 月 29 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,080 円から 4.35%を、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様への適切な利益配分を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保の充実も勘案したうえで、業績に裏付けられた成果

の配分を実施することを基本方針としております。また、当社は、定款では、余剰金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって決定する旨を定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

このような状況の下、平成26年12月上旬頃、当社の主要株主であり筆頭株主である廣成（保有株式数1,497,019株、保有割合：11.66%）より、資産売却の一環としてその保有する当社普通株式の全部である1,497,019株（保有割合：11.66%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、廣成が保有する株式を当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると判断いたしました。さらに、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主の皆様が所定の公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる本公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の決定については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年12月下旬に、廣成に対して、当社が本公開買付けの実施の意向を有していることを伝え、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました（具体的な条件については前記「①算定の基礎」をご参照ください。）。その結果、平成27年1月下旬に廣成より当該条件にてその保有する当社普通株式の全部である1,497,019株（保有割合：11.66%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成27年1月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日（平成27年1月29日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,127円に対して8.34%のディスカウントを行った価格である1,033円（円未満四捨五入）とすることを決議いた

しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,700,000株	—	1,700,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(1,700,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(1,700,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 13.24% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 1,778,100,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(1,756,100,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日 平成27年3月25日(水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について
(※)税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額と

みなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付け期間の末日までに公開買付け代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付け届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、に係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、

直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

- ② 当社の主要株主であり筆頭株主である廣成から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式の全部である 1,497,019 株 (保有割合 : 11.66%) を応募する旨の回答を得ております。
- ③ 当社は、平成27年 1月30日に「平成27年 3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成27年 3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(平成26年4月1日～平成26年12月31日)

(イ) 損益の状況 (連結)

会計期間	平成27年 3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	21,658,359千円
売上原価	17,777,916千円
販売費及び一般管理費	2,504,227千円
営業外収益	70,682千円
営業外費用	21,908千円
四半期純利益	924,302千円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	平成27年 3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	71.99円
1株当たり配当額	—円

(ご参考) 平成27年 1月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 12,839,284株

自己株式数 716株

以上